

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 計画フレーム

緑の基本計画の前提となる計画のフレームを設定する。設定の検討にあたっては、「軽井沢町第3次長期振興計画：後期計画（平成10年～平成14年）」及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」の計画フレームとの整合性を考慮した。設定の考え方は次のとおりである。

- ・保健休養地としての軽井沢町の特性を考慮して、常住者と定住別荘者に区分して計画フレームを設定する。
- ・北陸新幹線による別荘者の定住状況を計画へ反映させることから、現況を平成11年とし中間年次を平成17年及び最終目標年次を平成27年とした。
- ・さらに、少子化による人口増の逡減を考慮しており、常住者人口がピークとなる平成22年時点のフレームも並記した。

（1）計画対象区域

計画対象区域は都市計画区域とする。

計画対象市町村名	都市計画区域名称	面積
軽井沢町（一部）	軽井沢国際親善文化観光都市計画	8,301ha

（2）都市計画区域人口の見通し

都市計画区域人口の見通しについては、保健休養地としての軽井沢町の特性から、常住人口と定住別荘人口に区分して設定する。

年次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考値)	平成27年 (目標年次)
常住人口	16,052人	17,600人	18,100人	17,900人
別荘定住人口	—	1,900人	2,900人	2,900人
人口	16,052人	19,500人	21,000人	20,800人

(注) 現況人口は、毎月人口移動報告(平成11年10月)による。

（3）市街地（用途地域指定区域）の規模

軽井沢町は未線引き都市計画区域であるため、市街地は用途地域の規模とする。また、保健休養地としてゆとりのある市街地の形成を目指していることから、計画フレームに対して広い範囲に用途地域が設定されている。そのため、増加人口は現在の用途地域の中で吸収可能と考えられる。

年次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考値)	平成27年 (目標年次)
市街地人口	14,638人	18,000人	19,500人	19,500人
市街地の規模	6,288ha	6,288ha	6,288ha	6,288ha
人口密度	2.3人/ha	2.9人/ha	3.1人/ha	3.1人/ha

注) 市街地: 用途地域指定区域内

2. 緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準は、都市計画中央審議会の答申等によると将来市街地（用途地域指定区域）面積の概ね 30% 以上とすることが望ましいと考えられる。軽井沢町には保健休養地としての形成過程において緑化が進められてきた経緯があり、現在も豊かな緑の環境を維持するために軽井沢町に関わる人たちの努力が続いている。その結果、平成 11 年現在において、市街地（用途地域指定区域）面積の 33.5%、都市計画区域の面積の 46.7% の緑地が確保されている。

軽井沢町では現在の緑地量を維持していくとともに、必要となる新たな緑地を創出していくことを目標として、将来市街地（用途地域指定区域）に対する目標と都市計画区域に対する目標を次のように設定する。

平成 27 年における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合 A	都市計画区域面積に対する割合 B
	概ね 2,148.06ha 34.2%	概ね 3,915.98ha 47.2%

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}}$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

3. 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の目標水準としては都市計画中央審議会の答申やこれまでの施策目標の経緯をふまえて、21 世紀初頭を目途に人口 1 人当たり面積 20m² 以上とすることが望ましいとされている。軽井沢町では、保健休養地として多様なレクリエーションに対応した公園を整備してきており、平成 11 年現在において、人口 1 人当たり 84.3m² の都市公園等が整備されている。一方、保健休養地であるため、離山公園などのように施設が少なく地域の風致を維持するための公園も含まれており、それを除くと、人口 1 人当たり 16.5m² となっている。

このような状況と夏期に集中して訪れる人の利用をふまえて、目標年次（平成 27 年）に、都市公園等の施設緑地として整備すべき公園の目標水準として、他の都市の目標値（人口 1 人当たり面積 20m²）の約 5 倍の 104.2m² を確保していくものとする。また、常住人口ベースでも他都市の目標値の約 6 倍の 121.1m² を確保していくものとする。

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考値)	平成 27 年 (目標年次)
都市公園	78.3 m ² / 人	74.3 m ² / 人 67.0 m ² / 人	97.5 m ² / 人 84.1 m ² / 人	115.8 m ² / 人 99.6 m ² / 人
都市公園等	84.3 m ² / 人	79.7 m ² / 人 71.9 m ² / 人	102.8 m ² / 人 88.6 m ² / 人	121.1 m ² / 人 104.2 m ² / 人

注) 上段：常住人口 下段：常住人口＋別荘定住人口

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 施設緑地の整備目標及び整備方針

施設緑地については、都市公園と公共施設緑地に区分してまとめる。整備目標と推進方向を示す。

(1) 都市公園

1) 街区公園

常住者を対象として、子どもと高齢者のための身近な公園として整備を推進する。

現在、11箇所の街区公園が都市計画決定されており、9箇所が整備済である。これに加えて、身近な公園として児童遊園が整備されている。この既存公園施設の配置と保健休養地としてゆとりある市街地形成を目指す軽井沢町の将来像をふまえて、居住者が多い地区に10箇所の新規街区公園を配置する。規模は街区公園の標準規模（0.25ha）を確保する。

また、用途地域外の居住エリアのなかで身近な公園がない下発地地区に街区公園を配置し、整備の推進を図る。

表 5-1 街区公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
街区公園の 整備地区	人口が多い地区 を中心にして、 9 箇所、2.26ha が開設済	成沢地区 古宿地区	鳥井原地区 塩沢地区	離山地区 成沢地区 中軽井沢南地区 (2 箇所) 借宿地区 下発地地区

2) 近隣公園・地区公園

各地域生活拠点に、常住者の週末レクリエーションの場となる近隣公園、地区公園を配置する。

地域の中心となる公園として、軽井沢駅地域生活拠点にある既設の矢ヶ崎公園（地区公園）の充実整備を図るとともに、中軽井沢駅地域生活拠点では、湯川ふるさと公園や雨宮の池周辺とともに地域の中心となる公園として、長倉公園（近隣公園）の充実整備を進める。

また、信濃追分駅地域生活拠点では、新たな住宅地の整備に伴い居住者が増えると予想される借宿地区に2.0ha、1箇所の近隣公園を配置し整備を図る。

表 5-2 近隣公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
近隣公園の 整備地区	長倉公園		借宿地区	
地区公園の 整備地区	矢ヶ崎公園			

3) 総合公園

主に常住者を対象として、軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点として目標年次までに風越公園の整備を推進する。

なお、総合公園として風越公園のほかに南軽井沢公園が都市計画決定されているが、人口ピーク時（平成 22 年）の別荘定住者を含む人口 21,000 人に対する総合公園の必要量は 6.3ha であり、その他に観光客等の利用を考慮しても風越公園（39.1ha）で必要量を充足できると考えられる。したがって、軽井沢町の中心に位置する風越公園の整備を重点的に推進することとする。

表 5-3 総合公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
総合公園の 整備地区	風越公園の一部 (8.72ha) が開設 済		風越公園の一部 (14.47ha)	風越公園の一部 (15.91ha) を整備 し、全区域開設

4) 運動公園

運動公園として雨宮公園が都市計画決定されているが、人口ピーク時（平成 22 年）の別荘定住者を含む人口 21,000 人に対する総合公園の必要量は 3.15ha であり、都市基幹公園全体の必要量 9.45ha は、風越公園で充足できると考えられる。

また、軽井沢町の中心に位置する風越公園には長野オリンピック時に整備された質の高いスポーツ施設があるため、スポーツレクリエーションの拠点としても位置づけ整備を推進する。

表 5-4 運動公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
運動公園の 整備地区	既計画決定 未整備			

5) 風致公園

保健休養地として風致景観を保全し、自然の中における週末のレクリエーションの場として利用できる離山公園が整備されている。離山の麓にある雨宮の池周辺を一体的に新規の風致公園として整備を推進し、中軽井沢地区からの離山公園への入口として、登山道を整備して一体性を確保していく。

表 5-5 風致公園の整備方針

年 次	平成 11 年 (現況)	平成 17 年 (中間年次)	平成 22 年 (参考)	平成 27 年 (目標年次)
風致公園の 整備地区	離山公園 (108.9ha) 開設済		甲山地区	

6) 都市緑地

自然環境の保全と水辺におけるレクリエーションの場として、野鳥の森から風越公園に至る湯川沿いの緑地を都市緑地と位置づけ、湯川の生態系を維持するための自然型護岸と一体的な整備を推進する。また、近接した居住エリアの身近な公園として、商業地に買物にきた人たちや役場を訪れた人たちが利用する公園として、自然環境に配慮しつつ整備を進める。

平成22年までに国道18号から同バイパス整備を推進するとともに、国道18号上流部と同バイパス下流部についても、目標年次までに整備を推進する。

表 5-6 都市緑地の整備方針

年 次	平成11年 (現況)	平成17年 (中間年次)	平成22年 (参考)	平成27年 (目標年次)
都市緑地の 整備地区	—	国道18号～ 同バイパス区間	国道18号～ 同バイパス区間	野鳥の森～ 国道18号の区間 国道18号バイパス～ 風越公園の区間

(2) 公共施設緑地

公共施設緑地として、大日向地区と追分地区にある運動場、放課後や休日に一般開放が期待できる小中学校のグラウンド及び現在16箇所に整備されている児童遊園を公共施設緑地として位置づけ、都市公園との連携により身近な公園の整備を推進する。

1) 運動場

大日向地区と追分地区に整備されている運動場は、その規模から近隣公園を補完する施設緑地と位置づけ、植栽整備などの質的充実を進める。

2) 小中学校のグラウンド

スポーツレクリエーションや地域の行事(運動会、盆踊りなど)の場として、小学校3校、中学校1校のグラウンドの一般開放を検討し、地域コミュニティの中心となるオープンスペースとして位置づけていく。

3) 児童遊園

日常生活圏にある子どもの遊び場として児童館に併設されている児童遊園は、街区公園の役割を補完する施設緑地として位置づけていく。

4) その他

風越公園に近接する「軽井沢浄化管理センター」では施設上部が芝生となっており、今後南部レクリエーション拠点を構成する芝生広場として、安全性を確保しながら一般開放を検討していく。

2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 風致地区

軽井沢には、河川沿いの風致景観を保全維持すること、しなの鉄道の車窓からの良好な眺めを確保することを目的に4地区に風致地区が指定されている。風致地区内には多くの別荘や住宅が立地しており、これらの人たちの協力を得ながら、保健休養地としての良好な環境の維持に努める。

(2) 自然公園

自然公園としては、上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国定公園の区域が指定されている。これらは、保健休養地としての環境を形成している広大な緑地を形成しているとともに、林業の生産の場でもある。今後も豊かな自然環境を軽井沢の重要な基盤として保全していくとともに、自然観察や林業を体験する場としての活用を進めていくものとする。

(3) 農用地区域

軽井沢南部地域の広大な田園地区は、農業生産の場であるとともに保健休養地としての風景を構成するものである。そのため農用地区域に指定されている農地を中心に整備・保全を進めていくものとする。

(4) 河川区域

水辺の少ない軽井沢にとって、河川は貴重な親水空間であり、野生小動物の生活の場ともなっている。したがって、河川整備にあたっては多自然型護岸などを採用することにより、自然環境の保全と保健休養地としての環境の向上に努めるものとする。

(5) 保安林

軽井沢の保安林の指定状況をみると、用途地域内では土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備など災害防止を目的とした指定が多く、用途地域外では水源かん養を目的とした指定が多くなっている。今後も保安林の各目的を達成するため緑地の保全維持を図っていくこととする。

(6) 地域森林計画対象民有林

林業の生産の場として地域森林計画に定められた民有林の分布をみると、離山周辺地区、愛宕山から押立山に至る尾根周辺地区及び南部地域に指定されている。この緑地は軽井沢の骨格を形成する緑地であることから、今後も林業の生産の場とするとともに保健休養地の重要な基盤として保全維持を図っていくものとする。

表 5-7 緑地の整備目標総括表

様式-1

				現況（平成11年）					中間年次（平成17年）					平成22年					目標年次（平成27年）					備考		
				市街地（用途地域内）			都市計画区域		市街地（用途地域内）			都市計画区域		市街地（用途地域内）			都市計画区域		市街地（用途地域内）			都市計画区域				
				整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量			㎡/人	
				ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）			ヶ所
住 区 基 幹 公 園	街区公園	9	2.26	1.5	9	2.26	1.4	11	2.76	1.5	11	2.76	1.4	13	3.26	1.7	13	3.26	1.6	18	4.51	2.3	19	4.76	2.3	
	近隣公園	1	1.20	0.8	1	1.20	0.7	1	1.20	0.7	1	1.20	0.6	2	3.20	1.6	2	3.20	1.5	2	3.20	1.6	2	3.20	1.5	
	地区公園	1	4.60	3.1	1	4.60	2.9	1	4.60	2.6	1	4.60	2.4	1	4.60	2.4	1	4.60	2.2	1	4.60	2.4	1	4.60	2.2	
	都市基幹公園	1	8.72	6.0	1	8.72	5.4	1	8.72	4.8	1	8.72	4.5	1	23.19	11.9	1	23.19	11.0	1	39.10	20.1	1	39.10	18.8	
	運動公園																									
	基幹公園	12	16.78	11.5	12	16.78	10.5	14	17.28	9.6	14	17.28	8.9	17	34.25	17.6	17	34.25	16.3	22	51.41	26.4	23	51.66	24.8	
	特殊公園	風致公園	1	108.90	74.4	1	108.90	67.8	1	108.90	60.5	1	108.90	55.8	2	136.40	69.9	2	136.40	65.0	2	136.40	69.9	2	136.40	65.6
		動植物園																								
		歴史公園																								
		墓園																								
	その他																									
	広場公園																									
	広域公園																									
	緩衝緑地																									
	都市緑地								1	4.50	2.5	1	4.50	2.3	1	5.90	3.0	1	5.90	2.8	3	19.15	9.8	3	19.15	9.2
	緑道																									
	都市林																									
	国の設置によるもの																									
	都市公園計	13	125.68	85.9	13	125.68	78.3	16	130.68	72.6	16	130.68	67.0	20	176.55	90.5	20	176.55	84.1	27	206.96	106.1	28	207.21	99.6	
	公共施設緑地	16	9.21	6.3	21	9.58	6.0	16	9.21	5.12	21	9.58	4.9	16	9.21	4.7	21	9.58	4.6	16	9.21	4.7	21	9.58	4.6	
	都市公園等合計	29	134.89	92.2	34	135.26	84.3	32	139.89	77.7	37	140.26	71.9	36	185.76	95.3	41	186.13	88.6	43	216.17	110.9	49	216.79	104.2	
	民間施設緑地									0.0																
施設緑地計	29	134.89	92.2	34	135.26	84.3	32	139.89	77.7	37	140.26	71.9	36	185.76	95.3	41	186.13	88.6	43	216.17	110.9	49	216.79	104.2		
緑地保全地区	風致地区	4	183.90	125.6	4	183.90	114.6	4	183.90	102.2	4	183.90	94.3	4	183.90	94.3	4	183.90	87.6	4	183.90	94.3	4	183.90	88.4	
	その他法によるもの	11	2624.10	1792.7	15	4588.50	2,858.5	11	2624.10	1457.8	15	4588.50	2353.1	11	2624.10	1345.7	15	4588.50	2185.0	11	2624.10	1345.7	15	4588.50	2206.0	
	法によるもの 計	15	2808.00	1918.3	19	4772.40	2,973.1	15	2808.00	1560.0	19	4772.40	2447.4	15	2808.00	1440.0	19	4772.40	2272.6	15	2808.00	1440.0	19	4772.40	2294.4	
	条例等によるもの			0.0			0.0			0.0			0.0			0.0			0.0			0.0			0.0	
	小 計	15	2808.00	1918.3	19	4772.40	2,973.1	15	2808.00	1560.0	19	4772.40	2447.4	15	2808.00	1440.0	19	4772.40	2272.6	15	2808.00	1440.0	19	4772.40	2294.4	
	地域制緑地間の重複		725.90			923.00			725.90			923.00			725.90			923.00			725.90			923.00		
	地域制緑地計	15	2082.10	1422.4	19	3849.40	2,398.1	15	2082.10	1156.7	19	3849.40	1974.1	15	2082.10	1067.7	19	3849.40	1833.0	15	2082.10	1067.7	19	3849.40	1850.7	
施設・地域制間の重複		111.70			111.70			112.90			112.90			141.80			141.80			150.21			150.21	72.2		
緑地総計	44	2105.29	1438.2	53	3872.96	2,412.8	47	2109.09	1171.7	56	3876.76	1988.1	51	2126.06	1090.3	60	3893.73	1854.2	58	2148.06	1101.6	68	3915.98	1882.7		
人 口		現在市街地人口			14,638 人		将来市街地人口			18,000 人		将来市街地人口			19,500 人		将来市街地人口			19,500 人		将来市街地人口			20,800 人	
		都市計画区域人口			16,052 人		都市計画区域人口			19,500 人		都市計画区域人口			21,000 人		都市計画区域人口			20,800 人		都市計画区域人口			20,800 人	
面 積		現在市街地面積			6,288 ha		将来市街地面積			6,288 ha		将来市街地面積			6,288 ha		将来市街地面積			6,288 ha		将来市街地面積			6,288 ha	
		都市計画区域面積			8,301 ha		都市計画区域面積			8,301 ha		都市計画区域面積			8,301 ha		都市計画区域面積			8,301 ha		都市計画区域面積			8,301 ha	
緑地の確保目標水準		市街地面積に対する割合			33.5 %		将来市街地面積に対する割合			33.5 %		将来市街地面積に対する割合			33.8 %		将来市街地面積に対する割合			34.2 %		将来市街地面積に対する割合			34.2 %	
		都市計画区域面積に対する割合			46.7 %		都市計画区域面積に対する割合			46.7 %		都市計画区域面積に対する割合			46.9 %		都市計画区域面積に対する割合			47.2 %		都市計画区域面積に対する割合			47.2 %	
都市公園等の目標水準		都市公園			78.3 ㎡/人		都市公園			67.0 ㎡/人		都市公園			84.1 ㎡/人		都市公園			99.6 ㎡/人		都市公園			99.6 ㎡/人	
(住民1人当り面積)		都市公園等			84.3 ㎡/人		都市公園等			71.9 ㎡/人		都市公園等			88.6 ㎡/人		都市公園等			104.2 ㎡/人		都市公園等			104.2 ㎡/人	

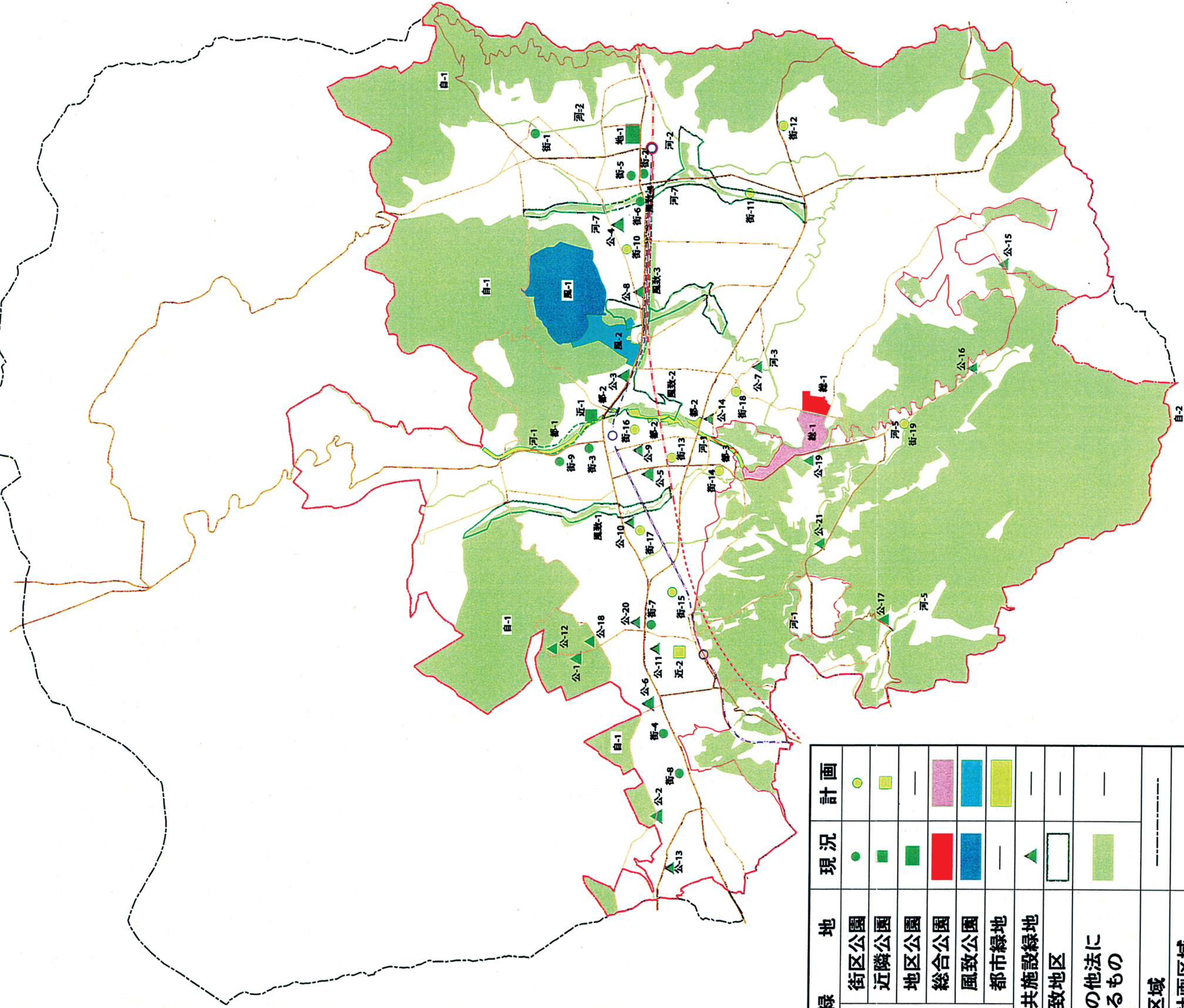
表 5-8 施設緑地及び地域制緑地の目標個別調書

公園緑地個別調書										公園種別	公園番号	図面 対照 番号	公園名称	用途地域 指定区域 (1)	用途地域 指定外区域 (2)	都市計画 区域 (3)=(1)+(2)	都市計画 区域外 (4)	行政区域 (3)+(4)	重	複
街区公園	2. 2. 2	街1	諏訪ノ森公園	0.30		0.30										0.30				
	2. 2. 3	街2	雲場公園	0.16		0.16										0.16				
	2. 2. 5	街3	狩野公園	0.24		0.24										0.24				
	2. 2. 6	街4	追分公園	0.58		0.58										0.58				
	2. 2. 7	街5	北野沢原公園	0.18		0.18										0.18				
	2. 2. 8	街6	西野沢原公園	0.13		0.13										0.13			雲場川風致地区	
	2. 2. 9	街7	借宿公園	0.25		0.25										0.25				
	2. 2. 10	街8	追分中央公園	0.19		0.19										0.19				
	2. 2. 11	街9	長倉北公園	0.23		0.23										0.23				
		街10		0.25		0.25										0.25			H27	
		街11		0.25		0.25										0.25			H27	
		街12		0.25		0.25										0.25			H17	
		街13		0.25		0.25										0.25			H27	
		街14		0.25		0.25										0.25			H22	
		街15		0.25		0.25										0.25			H27	
		街16		0.25		0.25										0.25			H27	
		街17		0.25		0.25										0.25			H17	
		街18		0.25		0.25										0.25			H22	
		街19			0.25											0.25			H27	
近隣公園	3・3・2	近1	長倉公園	1.20		1.20										1.20			地域森林計画対象民有林	
		近2		2.00		2.00										2.00			H22	
地区公園	4・4・1	地1	矢ヶ崎公園	4.60		4.60										4.60				
総合公園	5・5・2	総1	風越公園	39.10		39.10										39.10			地域森林計画対象民有林：4.3ha	
風致公園	7・6・2	風1	離山公園	108.90		108.90										108.90			保安林	
		風2		27.50		27.50										27.50			地域森林計画対象民有林	
都市緑地		都1		9.00		9.00										9.00			H27	
		都2	湯川緑地	5.90		5.90										5.90			H22	
		都3		4.25		4.25										4.25			H27	
公共施設緑地	運動場	公1	大日向運動場	1.30		1.30										1.30			国立公園内	
		公2	第2運動場(追分)	0.70		0.70										0.70				
	教育施設グラウンド	公3	軽井沢中学校校庭	1.50		1.50										1.50				
		公4	軽井沢東部小学校校庭	1.80		1.80										1.80				
		公5	軽井沢中部小学校校庭	1.40		1.40										1.40				
		公6	軽井沢西部小学校校庭	1.60		1.60										1.60				
児童遊園		公7	塩沢児童遊園	0.09		0.09										0.09				
		公8	離山児童遊園	0.03		0.03										0.03				
		公9	中軽井沢南児童遊園	0.28		0.28										0.28				
		公10	古宿児童遊園	0.03		0.03										0.03				
		公11	借宿児童遊園	0.06		0.06										0.06				
		公12	大日向児童遊園	0.14		0.14										0.14			国立公園内	
		公13	三ッ石児童遊園	0.15		0.15										0.15				
		公14	鳥井原児童遊園	0.03		0.03										0.03				
		公15	馬取児童遊園					0.06								0.06				
		公16	上発地児童遊園					0.07								0.07				
		公17	茂沢児童遊園					0.12								0.12				
		公18	浅間台児童遊園	0.03		0.03										0.03			国立公園内	
		公19	風越児童遊園					0.07								0.07				
		公20	つくしヶ丘児童遊園	0.07		0.07										0.07				
		公21	杉瓜児童遊園					0.05								0.05				
施設緑地 計				216.17		216.17		0.62								216.79	0.00			
風致地区		風致1	熊沢風致地区	29.00		29.00										29.00				
		風致2	湯川風致地区	39.70		39.70										39.70			内第2種：18.1ha	
		風致3	離山風致地区	46.50		46.50										46.50			内第2種：6ha	
		風致4	雲場川風致地区	68.70		68.70										68.70			内第2種：4.7ha	
自然公園		自1	上信越高原国立公園	737.00		737.00										737.00	7,128.00			
		自2	妙義荒船佐久高原国立公園					11.2								11.20	141.8			
農業振興地域農用地区域								298.70								298.70				
河川区域		河1	湯川	13.10		13.10										13.10				
		河2	矢ヶ崎川	8.00		8.00										8.00				
		河3	泥川	5.10		5.10										5.10				
		河4	濁川													0.00	1.30			
		河5	発地川					3.20								3.20				
		河6	茂沢川					3.00								3.00				
		河7	精進場川	13.10		13.10										13.10			雲場川を含む	
		河8	熊沢川	1.00		1.00										1.00				
		河9	西ノ河原川	1.00		1.00										1.00				
		河10	塩沢川	2.00		2.00										2.00				
		河11	古川	0.50		0.50										0.50				
		河12	中沢川													0.00				
保安林			水源かん養					185.90								185.90	7,269.80			
			土砂流出防備					52.40								52.40				
			土砂崩壊防備					0.30								0.30				
			水害防備					8.90								8.90				
			干害防備					51.20								51.20				
			保健					51.20								51.20				
地域森林計画対象民有林				1,606.10		1,606.10		1,409.50								3,015.60				
地域制緑地間の重複				725.90		725.90		197.10								923.00	7,271.10			
地域制緑地 計				2,082.10		2,082.10		1,767.30								3,849.40	7,269.80			
施設・地域制緑地間の重複				150.21		150.21		0.00								150.21	0.00			
緑地 総計				2,148.06		2,148.06		1,767.92								3,915.98	7,269.80			

図 5-1 緑地の整備・保全の方針図

軽井沢町緑の基本計画

緑地の整備・保全方針図



緑地	現況	計画
街区公園	●	●
近隣公園	■	■
地区公園	■	—
総合公園	■	■
風致公園	■	■
都市緑地	—	■
公共施設緑地	▲	—
風致地区	□	—
その他法によるもの	■	—
行政区域	—	—
都市計画区域	—	—
用途地域指定区域	—	—

第6章 緑化重点地区計画

1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として次のような地区に設定し、都市公園等公共事業による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化推進等、官民一体となって「緑の基本計画」がめざす姿を早期に実現するものである。

<緑化重点地区の対象となる地区>

- ①駅前等まちのシンボルとなる地区
- ②特に緑が少ない地区
- ③風致地区など風致の維持が特に重要な地区
- ④緑化の推進に関して住民の意識が高い地区
- ⑤市街地開発事業等面的な開発が行われる地区
- ⑥緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦再整備の動きのある工場地において核となる公園の整備にあわせて工場緑化を推進する地区
- ⑧都市公園を核として地域制緑地の制度を活用しながら都市住民の自然とのふれあいの場の創出を図る地区
- ⑨優良な農地や屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ⑩教育施設の集積地等において公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

以上のような「重点緑化地区の対象となる地区」の特性をふまえて、中軽井沢駅地域生活拠点を緑化重点地区と位置づける。位置づけの考え方は次のとおりである。

- ①役場等の軽井沢町全体を対象とした公共公益施設が集中立地し町全域の生活の中心となる地区であり、周辺の別荘地や野鳥の森等のレクリエーション施設に訪れる別荘者や観光客等の来街者が多く集まる地区であるため、中軽井沢駅地域生活拠点は軽井沢のシンボルとなる地区を形成している。
- ②湯川沿いは手つかずの自然が多く残されており、国際保健休養地としての環境を維持していくために、湯川沿いに指定されている風致地区や周辺緑地等と一体的に風致景観を維持し緑豊かなまちづくりを進めていくことが求められている地区である。
- ③地区住民による地域活性化の活動が行われており、公園緑地の整備や地域緑化に関しても意識が高い地区である。
- ④南部レクリエーション拠点（風越公園を中心としたスポーツレクリエーション拠点）と北部レクリエーション拠点（野鳥の森を中心とした自然レクリエーション拠点）を結ぶ、軽井沢町の緑の骨格となる湯川が位置し、「軽井沢町都市計画マスタープラン」の「まちの将来構造」において位置づけられている自然環境軸の形成といった面からも重要な地区である。

2. 地区の現況

(1) 地区の概況

役場、病院、中央公民館など町の主要な公共施設が立地する地域であり、中軽井沢駅周辺には日用品主体の商業施設が集積し、常住者の生活の中心的地域となっている。周辺地区には住宅地と別荘地が広がり、北部の千ヶ滝別荘地内にはレクリエーション施設や温泉地が立地している。

主要な交通施設については東西方向に国道18号、国道18号バイパス、しなの鉄道、北陸新幹線が通り、中軽井沢駅前から草津方面の南北方向には、国道146号が通っている。そのほかに町内の各地域と連絡する道路が集まっており、中軽井沢駅地域生活拠点とは交通の要衝となっている。

(2) 地区の現況

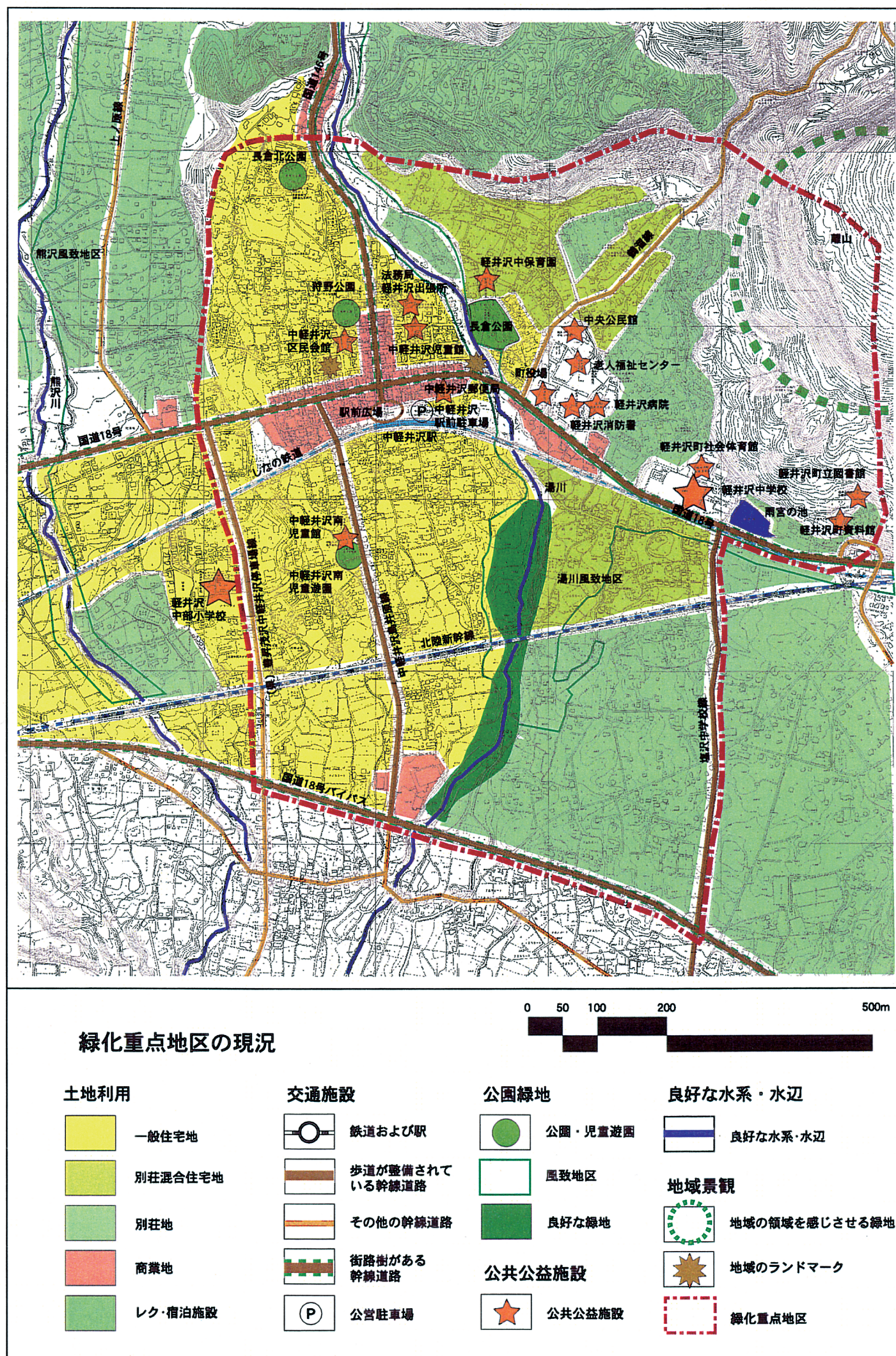
次に地区の現況を整理する。

表 6-1 緑化重点地区の現況

土地建物利用	【中軽井沢駅北地区】 国道18号と国道146号を軸として市街地が形成されており、市街地後背地の緑地と緑豊かな別荘地に取り囲まれてコンパクトな商業・住宅市街地となっている。 【中軽井沢駅南地区】 県道豊昇・茂沢・中軽井沢停車場線と一級町道中軽井沢鳥井原線を軸に市街地が形成されつつあり、沿道以外は空地が多く残る住宅市街地となっている
交通施設	【鉄道・駅】 しなの鉄道の中軽井沢駅があり、北側に駅前広場が整備されている。 【幹線道路】 幹線道路のうち歩道及び街路樹の整備状況は次のとおりである。 ・国道18号（歩道＝3.5m，街路樹有） ・国道18号バイパス（歩道・自転車道＝6.0m，街路樹有） ・国道146号（歩道＝3.5m，街路樹一部有） ・県道豊昇・茂沢・中軽井沢停車場線（歩道＝1.5m，街路樹無） ・町道塩沢中学校線（歩道＝1.5m，街路樹無） ・町道中軽井沢鳥井原線（歩道＝1.5m，街路樹無） 【公営駐車場】 ・中軽井沢駅前駐車場（収容台数：75台）
公園緑地	【公園緑地等】 ・近隣公園：長倉公園（1.2ha） ・街区公園：狩野公園（0.24ha），長倉北公園（0.23ha） ・中軽井沢南児童遊園（中軽井沢南児童館に併設） ・湯川風致地区（第1種：約21.6ha，第2種：約18.1ha） ・熊沢風致地区（第1種：約29.0ha）

公園緑地	【緑地分布】 ・周辺を別荘地に囲まれており、別荘敷地の豊かな緑は自然緑地としても良好なものとなっている。 ・湯川沿いに良好な自然緑地が分布しており、ハルニレ林の自生地やアオキラン、サクラソウなど、多くの絶滅危惧種が自生している。
施設整備状況	【行政施設】：軽井沢町役場，長野地方法務局軽井沢出張所 【教育施設】：軽井沢中学校，軽井沢中部小学校 【福祉施設】：軽井沢老人福祉センター，軽井沢中保育園，中軽井沢児童館，中軽井沢南児童館 【医療施設】：軽井沢病院 【コミュニティ施設】：軽井沢町中央公民館，中軽井沢区民会館 【その他公共公益施設】：軽井沢町立図書館，軽井沢町資料館，軽井沢町社会体育館，軽井沢消防署，中軽井沢郵便局
良好な水系・水辺	・良好な水系として湯川，熊沢川の2河川があり，良好な水辺として由緒ある雨宮の池が地区の東端に位置している。
地域景観	・地区の東側にある離山は，その山肌が国道18号等の東西方向の道路のアイストップとなっており，地域の領域を感じさせる重要な緑地を構成している。 ・湯川橋の袂等にある巨木がランドマークとなっており，地区の良好な景観を構成している。
まちづくりの履歴と動向	・沓掛土地地区画整理事業（昭和34年完了，軽井沢町施行） ・湯川ふるさと公園（湯川緑地）整備事業（平成12年8月現在計画） ・中軽井沢商業地の商店主等が中心となり，地域活性化のための諸活動が行われている

図 6-1 重点地区の位置と現況



3. 課題の整理

地区現況に基づき、保全すべき緑地、地区に必要な公園、緑化が必要な場所等の緑地の保全及び緑化推進のための課題を整理すると表7-2のとおりである。

(1) 「国際保健休養地としての環境を守る」ための課題

軽井沢町の中心に位置する中軽井沢駅地域生活拠点において「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」を実現していくために、湯川沿いの自然緑地の保全等による自然環境軸の形成やゆとりのある別荘地の既存樹林の保全等、国際保健休養地としての環境を守っていくことが課題となっている。

(2) 「レクリエーションの場づくり」のための課題

常住者、別荘者及び観光客の多様な余暇活動を支えるために、地域の拠点となる公園の整備、湯川沿いに残された自然緑地の節度ある活用、中軽井沢駅南地区における身近な公園の整備等、快適に利用できるレクリエーションの場づくりが課題となっている。

(3) 「国際保健休養地としての景観を整える」ための課題

軽井沢町らしい景観形成のために、町の顔となる地区の緑化、地域生活軸の緑化、住宅地や商業地の民有地の緑化等、国際保健休養地としての景観を整えることが課題となっている。

表6-2 緑化重点地区における緑地及び緑化の課題

「国際保健休養地としての環境を守る」ための課題	・自然環境軸の形成 ・自然緑地としての別荘地における既存樹林の保全
「地域のレクリエーションの場づくり」ための課題	・北部レクリエーション拠点及び南部レクリエーション拠点と地区を結ぶレクリエーションネットワークの形成 ・地域の拠点となる公園の整備 ・湯川沿いの節度あるレクリエーション利用 ・中軽井沢駅周辺商業地の活性化を促す公園緑地の配置 ・中軽井沢駅南地区において不足している身近な公園の新設 ・北陸新幹線により分断される地区の適正な公園配置
「国際保健休養地としての景観を整える」ための課題	・町の顔となる公共施設ゾーン、中軽井沢駅周辺の緑化 ・住宅地や商業地における緑を増やすための緑化 ・地域の緑を増やすための公共施設の緑化 ・地域生活軸の緑化

4. 地区緑化の基本方針

中軽井沢駅地域生活拠点の公園緑地に関する課題及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」の軽井沢中部地域まちづくり方針をふまえて、緑化重点地区における緑化の基本方針と地区緑化の推進テーマを設定する。

(1) 自然環境軸の形成（テーマ1：自然と共生するまちをつくる）

湯川沿いにはハルニレ林やアオキラン、サクラソウ等の絶滅危惧種の自生地があり、北部森林地帯と南部森林地帯を繋ぐピオトープネットワークとして重要な自然環境軸（線的ピオトープ）を形成している。この手つかずの湯川沿いの自然を保全し良好な動植物の生態系を維持するとともに、より身近に自然を感じられる「自然と共生するまちづくり」を進める。

(2) 公園ネットワークの形成（テーマ2：まち全体を公園にする）

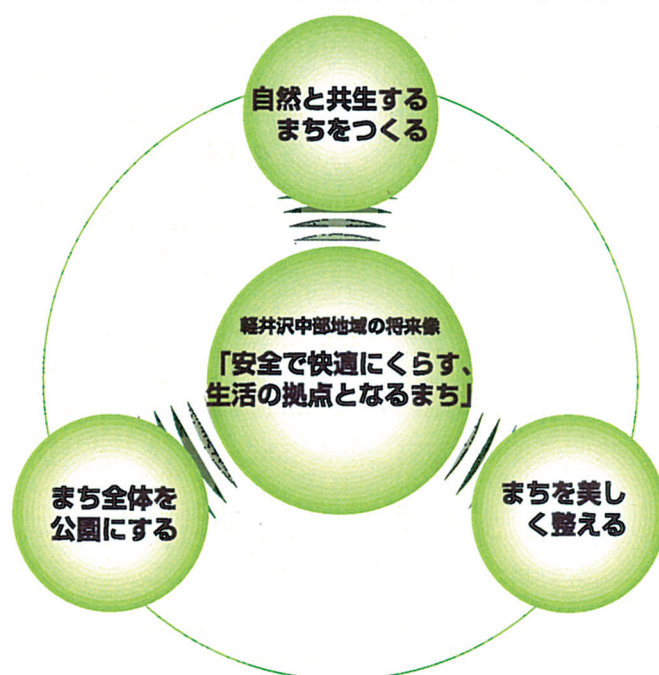
中軽井沢駅地域生活拠点では地域の中心となる公園を配置するために必要となる、まとまったオープンスペースが見当たらない。現在は、地区の中心となる公園として長倉公園が整備されており、湯川の河原の一部がバーベキューなどの野外レクリエーションの場として利用されている。また、軽井沢町資料館等の文化施設に隣接している雨宮の池周辺は公園候補地としてあげられている。

そのため、これらのレクリエーション資源を散策路等の歩行者空間により結び地域の中心となる公園のネットワークを形成していく。さらに身近な公園との連携により「まち全体を公園にするまちづくり」を進める。

(3) 緑豊かな生活拠点の形成（テーマ3：まちを美しく整える）

まちの顔となる役場等の公共施設ゾーンや中軽井沢区民会館、軽井沢中学校等の公共公益施設の緑化を推進するとともに、店舗駐車場の植栽、住宅の生垣等により中軽井沢駅周辺商業地や住宅地において緑を増やし、緑豊かな生活拠点を形成するために「まちを美しく整えるまちづくり」を進める。

図 6-2 中軽井沢駅地域生活拠点緑化の基本方針



5. 地区緑化計画

国際保健休養地軽井沢として統一した緑の景観形成を推進するとともに、中軽井沢駅地域生活拠点の個性ある緑化推進を図るため、次のとおり緑化方針を設定する。

(1) テーマ1：自然と共生するまちをつくる

1) 湯川沿いの良好な自然緑地の保全

湯川の護岸を多自然型護岸により整備し生態系を保全するとともに、ハルニレ林等の貴重種の樹林は公的担保策を講じて保全していく。

(2) テーマ2：まち全体を公園にする

1) 地域の中心となる公園の整備

歴史ある雨宮の池周辺を風致公園と位置づけ、隣接する軽井沢町資料館や社会体育館等連携した地域の中心となる公園として整備していく。また、雨宮の池と離山の山頂部を結ぶ登山道の整備により、既存の離山風致公園と一体的な公園として整備を進める。

2) 湯川沿いのオープンスペースを活かした公園の整備

湯川沿いに残された自然環境への影響に配慮しながら、自然観察の場、野外レクリエーションの場及び軽井沢町の特産物である高原野菜を販売する広場等を設けた地域の中心となる湯川ふるさと公園の整備を進める。

3) 身近な公園の整備

中軽井沢駅南地区は北陸新幹線により地区が分断されており、身近な公園も不足している。そのため、湯川ふるさと公園や既存の児童遊園と連携して身近な公園の整備を進める。

4) 公園ネットワークの形成

長倉公園、雨宮の池周辺の風致公園及び湯川ふるさと公園を結ぶネットワーク形成のため、国道18号の歩道等を活用して安全で快適な歩行者空間の整備を進める。また、買物や公共施設にきた人びとの利用促進のため、役場周辺の公共施設ゾーンや中軽井沢駅周辺商業地と湯川ふるさと公園等との連携を強化していく。

(3) テーマ3：まちを美しく整える

1) 公共公益施設の緑化

人と生活情報の出会いの場として中軽井沢駅前や公共施設ゾーンの緑化を充実させるとともに、地域緑化のモデルとして地区内の公共施設の緑化を進める。また、中軽井沢駅周辺では観光情報や買物情報機能を備えた広場等を整備し、まちの顔となる地区として緑化を進める。

2) 地域生活軸の街路樹の整備

地域生活軸となる県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線、町道中軽井沢鳥井原線を安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、中軽井沢駅地域生活拠点のメインストリートとしてふさわしい街路樹の整備を進める。

3) 住宅地の緑化

住宅等の民有地における生垣や庭木等の育成により、周辺の緑地と連続した緑を増やし、緑豊かなまちの景観を整えていく。

4) 別荘地の既存樹木の保全

別荘敷地の細分化やリゾートマンションの建設に際して、既存敷地内の緑地率（敷地面積に対する緑地の面積）を確保するとともに、国際保健休養地としての緑の景観を維持していくために別荘地の既存樹木の保全を進める。

5) 商業地の緑化

人と人の出会いのまちとして緑と花による街角の緑化や店舗前面の緑化により、地域活性化に資する湯川から連続した緑を創出する。また、商業地内のランドマークとなる巨木の保全を進める。

6) 地域の領域を感じさせる離山の保全

地区の東西方向に走るとの道路からも見ることができる離山は、中軽井沢駅地域生活拠点の領域を感じさせるものであることから、その山腹の緑地景観の保全を進める。

図 6-3 地区緑化計画図

